

八王子市児童育成支援拠点事業運営受託団体募集要項

1 業務委託の目的

本業務は、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安心して過ごせる居場所を提供し、児童及びその家庭が抱える多様な課題に応じた包括的な支援を行うことを目的とする。具体的には、生活習慣の形成、学習支援、進路相談、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、必要に応じて関係機関への連携・調整を行う。これにより、児童虐待の防止、子どもの最善の利益の保障及び健全な育成を図る。

2 委託業務概要

- (1) 委託業務名：八王子市児童育成支援拠点事業運営業務
- (2) 事業内容：別紙「八王子市児童育成支援拠点事業業務委託仕様書」（以下、仕様書という）を参照のこと
- (3) 契約期間：令和8年（2026年）7月1日から令和10年（2028年）9月30日まで（2年3か月）

3 市が負担する経費等

管理運営業務に係る経費のうち市が負担するものは下記のとおりとする。

《予算額》

令和8年度	16,740千円	（開設準備費含む）
令和9年度	25,409千円	
令和10年度	12,704千円	

- (1) 委託料の対象経費は、本事業に直接必要となる経費（人件費、賃借料、保険料、食糧費、消耗品費、通信費、光熱水費）である。
- (2) 令和8年（2026年）7月1日から令和10年（2028年）9月30日までに業務の運営に向けた業務準備を行うものとする。業務準備中における開設準備経費（改修費等）以外の経費は受託者の負担とする。
※受託者は、毎月の業務終了後、翌月10日までに実績報告書等（*市が定める様式）を市に提出し、検査に合格したときに委託料の請求を行う。市は請求書受理後適正と認められる場合は、請求後30日以内に委託料を指定された口座に支払うものとする。

4 日程

項目	日程・期限
(1) 募集要項等の配布	令和8年（2026年）4月1日（水）～ 募集要項等は下記 URL のホームページにて公開
(2) 質問の受付（電子メールでのみ受付）※1	令和8年（2026年）4月17日（金）まで 午後5時まで（必着）
(3) 質問の回答	順次ホームページにて回答

(4) 応募受付期間（持参または郵送）	令和 8 年（2026 年）4 月 1 日（水）から 令和 8 年（2026 年）4 月 30 日（木）まで 《受付時間》 平日：午前 9 時から午後 5 時まで ※郵送の場合は 4 月 30 日（木）必着
(5) 第一次審査（書類審査）	令和 8 年（2026 年）5 月上旬
(6) 第二次審査（プレゼンテーション）	令和 8 年（2026 年）5 月 15 日（金）午前（予定） ※場所等については、事業者宛に通知
(7) 審査結果の通知	令和 8 年（2026 年）6 月上旬発送 ※ホームページにて結果掲載します
(8) 委託契約の締結予定日	令和 8 年（2026 年）7 月 1 日（水）予定

※1 本要項に関する質問は、「質問票(様式 9)」に必要事項を記載のうえ、電子メールにより送付すること。

質問への回答は個別には行いません。

Eメールアドレス: b471100@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市 子ども家庭部こども家庭センター 担当:坂口・山形 まで

5 応募資格・応募条件

法人または法人格を有しない団体（以下「法人等」とし、法人等は次の(1)(2)の条件を満たしていること。

(1) 子どもや若者の居場所の運営実績を有していることが望ましい。

(2) 法人等が次のいずれにも該当していないこと。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触するもの）。

イ 市から指名停止措置を受けているもの。

ウ 消費税及び法人税、法人住民税（市町村・都道府県）、法人事業税を滞納しているもの。

エ 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続きを開始している法人等。

オ 地方自治法第 92 条の 2(議員の兼業禁止)、第 142 条(長の兼業禁止)、第 166 条(副市長の兼業禁止)及び第 180 条の 5(委員会の委員及び委員の兼業禁止)に該当するもの。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条に該当する場合(長・委員が取締役等を兼ねることができる市の出資比率が 1/2 を超える法人等)を除く。

カ 応募予定団体またはその構成員が、暴力団、暴力団員、またはその利益となる活動を行う団体。

※なお、必要に応じ資格審査のため、関係機関へ照会する場合があります。

6 提出書類

番号	項目	備考
1	申込書(様式1)	
事業者に関する書類 ※法人以外の場合、8及び9の書類はそれに準ずるもの。		
2	団体概要(様式2)	
3	暴力団排除に係る表明・確認書(様式3)	
4	役員名簿	申込現在のもの
5	定款・寄付行為等、規則その他これらに類する書類	最新のもの
6	申込書を提出する日に属する事業年度の事業計画書	
7	過去2か年の事業報告書	
8	法人登記簿謄本等	公的証明書で募集申込日前3ヶ月以内のもの
9	過去3か年分の次の財務諸表 a 貸借対照表、収支決算書 b 損益計算書	
10	団体(法人格を有していない場合はその代表者)の納付すべき税額の滞納がないことを証明する書類	納税証明書等
提案書		
11	児童育成支援拠点事業計画書(様式4)	
12	児童育成支援拠点事業運営委託見積書(様式5)	契約期間中の物価上昇や人件費等の変動を見込むこと
13	児童育成支援拠点事業運営委託スタッフ名簿(様式6)	
14	個人情報保護法にもとづく情報資産の管理方法がわかる書類 ※関連する書類がない場合は、(様式7)に記入。	個人情報をごどのように管理しているかがわかるもの。
15	その他市が必要と認める書類	チラシやパンフレット等

7 提出書類に係る留意事項

- (1) 見積書を作成する際は、東京都の最低賃金額を下回らないこと。
- (2) 提出書類について後日参考資料を市から求められた場合、指定する期限までに提出すること。
- (3) 提出期限は、厳守すること。また、提出期間後の応募書類の変更及び追加は認めない。ただし、市から指示した場合はこの限りではない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 応募に関しての必要費用は、団体の負担とする。
- (7) 市が提示する書類の著作権は市に帰属し、応募団体の提出する書類の著作権はそれぞれの団体に帰属する。なお、今回提出された資料については、審査後に公表することがある。

8 提出方法

作成した書類を電子媒体（CD-R または DVD-R）に保存したデータを提出してください。

- (1) 作成したデータは、全て PDF 形式に変換してください。
- (2) フォルダやファイル名は、以下のとおり設定してください。
フォルダ名：「児童育成支援拠点事業 運営委託 ●●●（団体名）」
ファイル名：「6 提出書類」の表の項目に従って設定してください。
- (3) 提出期限は、「4 日程」で御確認ください。

9 提出先

八王子市子ども家庭部こども家庭センター

所在地：〒192-0046

八王子市明神町三丁目 19 番 2 号東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟 4 階（八王子市保健所内）

10 審査に関する事項

(1) 審査方法

受託者の選定は、八王子市児童育成支援拠点事業受託団体候補者評価会議（以下「評価会議」）及びこども家庭センターによる書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を踏まえ、八王子市長が決定する。

(2) 応募資格及び応募書類の審査・確認

「5 応募資格・応募条件」に基づき確認する。確認の結果、資格や条件を満たしていないと判断した場合は、審査対象外とする。

(3) 審査手順 ※日程については「4 日程」を参照のこと。

ア 一次審査

提出書類に基づき、参加資格要件を確認する一次審査(書類審査)を行う。

イ 二次審査

二次審査は「評価会議」が下の「(4) 審査項目」により総合的に判断して審査を行う。提出された書類に基づく、具体的な運営についてプレゼンテーションを実施すること。
※過去の実績ではなく、今後の事業運営方針及び計画について具体的に説明すること。

(4) 審査項目

下記の審査項目により総合的に判断して審査する。

- ア 運営方針の妥当性
- イ 事業計画の具体性・実現可能性
- ウ 専門性・過去の実績
- エ 体制・人員配置の適正性
- オ 地域連携・協働体制
- カ 相談・援助の実施方法
- キ 価格の妥当性
- ク 危機管理体制（防火・防災・防犯・個人情報保護）
- ケ 独自の取組・組織としての実績

11 契約に関する事項

受託者として選定された団体と八王子市長との間で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意委託契約を締結する。

12 その他

(1) 個人情報保護及び要保護児童対策地域協議会への加入

ア 本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、次の(ア)～(カ)の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及びその他の関係法規等を遵守すること。

(ア)秘密の保持

受託者は本委託の履行に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。

(イ)第三者への委託の禁止または制限

受託者は、個人情報を取り扱う事務の処理は自ら行うものとする。ただし、市の承諾を得たときは、この限りでない。

(ウ)目的以外の利用等の禁止

受託者は、管理運営業務を実施するため市から渡された情報等を本業務の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

(エ)複写または複製の禁止

受託者は、管理運営業務を実施するため市から渡された情報等を市の承諾なく複写または複製してはならない。

(オ)返還義務

受託者は、管理運営業務を実施するため市から渡された個人情報を本業務完了後、速やかに市に返還しなければならない。

(カ)漏えい等の事故報告義務

受託者は、管理運営業務を実施するため市から渡された個人情報の内容を漏えい、き損または滅失した場合は、市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

イ (ア)～(カ)の規定に基づき、受託者は個人情報保護の規定の整備に努めなければならない。

ウ 個人情報の保護については、委託期間満了後または委託取り消し後も遵守するものとする。

エ 受託者は八王子市要保護児童対策地域協議会に加入し、要保護児童に関して関係機関と情報交換及び連携した支援を行うものとする。

(2) 情報公開

受託者は、管理運営業務を行うにあたって、前項に規定する個人情報に関するものを除き、保有する情報の公開に努めなければならない。

(3) 受託者選考に関する情報の提供

受託者選考過程における、応募団体名、評価結果、審査項目の評価点、候補者として選定された団体の選定理由、事業提案の概要等(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く)については、原則として市は広く公表する。また、提出書類については、八王子市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、条例に定める非公開情報を除き公開する。

(4) 提出書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権は、それぞれの団体に帰属する。なお、選考に必要な場合など、
その他市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部または一部を無償で複製することができる。

(5) 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、別記様式 8 により、書面で提出すること。

(6) 契約の取り消し

下記のいずれかに該当する場合は、その契約を解除する場合がある。

ア 受託者が本業務に関する契約に違反したとき

イ 受託者が管理業務を継続することが適当でないと市が認めたとき

ウ 受託者が本業務に関する契約を履行することができないと市が認めたとき

エ 施設の廃止等により契約をする必要がなくなったとき

オ 受託者またはその構成員が、暴力団、暴力団員、またはその利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき

(7) 受託者は、本業務の全部または主要部分を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

13 参考資料

①八王子市児童育成支援拠点事業実施要綱

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/shisei/001/001/008/014/p009767.html>

②児童育成支援拠点事業ガイドライン（こども家庭庁）

児童育成支援拠点事業ガイドライン 二次元バーコード ⇒



③第 2 期八王子市子ども・若者支援計画（すくすくてくてくはちおうじ）

- ・基本施策 5 子ども・若者の居場所づくり（P46～P48）
- ・基本施策 9 子育て家庭の居場所の充実（P62～P64）
- ・基本施策 13 児童虐待の防止（P78～P81）
- ・基本施策 16 子ども・若者の貧困の解消（P90～P93）
- ・基本施策 18 様々な悩みを抱える子ども・若者への支援（P97～P100）

14 事務局

八王子市子ども家庭部こども家庭センター 担当：坂口・山形

住所：〒192-0046 八王子市明神町 3 丁目 19 番 2 号 東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟 4 階
（八王子市保健所内）こども家庭センター

電話番号：042-656-8225

FAX：042-656-8226

E-mail：b471100@city.hachioji.tokyo.jp